

3. 入居者の資格

市営住宅に入居できる方は、次の入居資格の全てに該当していることが必要となります。

(1) 住宅に困窮していることがあきらかであること

- ・申込者及び申込家族の中に持家のある方及び、すでに他の市営住宅に入居者している方は申込みできません。(持ち家の建替、マンション所有、共有名義も含む)
- ・「持ち家が古い」、「壊れて困っている」、「不便である」等の理由での申し込みできません。
- ・持ち家の売却、取壊しが決定している、差押え等により持ち家がなくなることが証明できる場合は申込できます。

(2) 市税を滞納していないこと

申込み時点で、滞納がある場合(過年分も含む)は、申込みができません。

(3) 申込者・同居者に暴力団員が居ないこと

暴力団員であるかの確認のため、警察へ照会します。

(4) 夫婦または親子・親族を主体とした世帯であること

- ・婚約関係の場合、入居可能日から3か月以内に婚姻を証明する書類(戸籍謄本等)が提出でき、住宅に同居できること。
- ・内縁関係の場合、住民票に「未届の夫」もしくは「未届の妻」と記載のある方で、戸籍上の夫又は妻のいない方。
- ・母(父)子世帯の場合、戸籍上でその旨が確認できる状態であること。
- ・夫婦の別居等、世帯の不自然な分割による申込みや、他に扶養すべき人のいる親族との同居など、特に同居する理由のない親族との申し込みはできません。
- ・離婚予定の方は、原則として、資格審査までに離婚を証明する戸籍謄本か離婚届受理証明書等の離婚の成立が確認できる書類が提出されない場合は失格となります。

(5) 世帯全員の収入が収入基準額以下であること

一般世帯：158,000円以下、裁量階層：214,000円以下
詳しくは5ページをご覧ください。

【その他入居の要件】

- (1) 入居が決定し、契約を結ぶ際に連帯保証人を2人決めていただく必要があります。
連帯保証人1人あたりの極度額は入居時家賃の15か月分となります。
連帯保証人の要件につきましてはお問い合わせください。
- (2) 入居が決定し、契約を結ぶ際に敷金を納付していただきます。
費用は、入居時家賃の3か月分となります。

【単身での入居を希望する方】

単身で入居できる方は、前ページの（１）～（３）、（５）の申込資格に加えて、次のいずれかに該当していることが必要となります。

（１） 60 歳以上の方

（２） 身体障がい者

身体障害者手帳の 1 級～ 4 級の方

（３） 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳の 1 級～ 3 級の方

（４） 知的障がい者

療育手帳の A 又は B に相当する程度の方

（５） 戦傷病者

戦傷病者特別援護法第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者でその障がいの程度が恩給法別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症まで又は同法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症に定める程度の方

（６） 原子爆弾被爆者

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方

（７） 生活保護受給者

生活保護法第 6 条第 1 項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 1 項に規定する支援給付を受けている方

（８） 海外引揚者

海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していない方

（９） ハンセン療養所入所者等

ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等

（10） DV 被害者

配偶者暴力防止等法の規定による一時保護又は保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない方

配偶者暴力防止等法の規定により裁判所がした申立てを行った方で命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していない方

※常時の介護が必要な方で、お世話を受けることができない方は、申込みできません。



恵那市公式
キャラクター
エーナ

4. 収入基準

【収入基準】

入居する方全員の過去1年間の所得合計金額から下表（各種控除の内容及び控除額）に該当する控除額を差し引いた金額を12で割った額をいいます。その額が **158,000円（裁量階層は214,000円）** を越えている方は、申込みの資格がありません。

一般階層・・・入居する方全員の所得合計金額① - 控除合計② ÷ 12 = 158,000円以下

裁量階層・・・入居する方全員の所得合計金額① - 控除合計② ÷ 12 = 214,000円以下

<例> 夫(給与所得200万円)、妻(給与所得56万)と小学生の子1人で申込み

2,760,000円① - 960,000円② ÷ 12

【控除額】

1 同居親族控除（同居者1人38万円） ※上記<例>の場合は妻、子で38万円×2人=76万円の控除

9 給与所得者控除（該当者1人10万円）※ " 夫、妻で10万円×2人=20万円の控除

= 150,000円(収入基準) ⇒ 申込可能

●控除額の一覧表●

控除対象者	控除項目	控除額 (該当者1人につき)
1 同居親族	申込者以外の同居者	38万円
2 同居者以外の扶養親族	扶養親族控除：同居者以外の扶養親族	38万円
3 特定扶養親族	16歳以上23歳未満の扶養親族	25万円
4 老人扶養親族控除 老人控除対象配偶者	70歳以上の扶養親族、又は控除対象配偶者	10万円
5 障害者控除	申込者、同居者及び別居の扶養親族で、障害者手帳または療育手帳等を交付されている方（特別障害者に該当する方を除く）	27万円
6 特別障害者控除	申込者、同居者及び別居の扶養親族で、1級または2級の身体障害者手帳、1級の精神障害者保健福祉手帳・重度の知的障害者と判定された方・常に就床を要し、複雑な介護を要する方 等	40万円
7 寡婦控除	申込者、同居者に所得税法に規定する寡婦がある場合 (その者の所得等の金額が27万円未満の場合はその金額)	該当者ごとに 27万円
8 ひとり親控除	申込者、同居者に所得税法に規定するひとり親がある場合 (その者の所得等の金額が35万円未満の場合はその金額)	該当者ごとに 35万円
9 給与所得者、公的年金 等者控除（公営住宅施行令）	申込者、同居者で過去一年間において給与所得又は公的年金等にかかる雑所得を有する者 (その者の所得等の金額が10万円未満の場合はその金額)	該当者ごとに上 限10万円

●裁量階層の一覧表●

次の世帯に該当する場合は、裁量階層の収入基準以内（214,000円）であれば申込みことができます。

区分	対象世帯
特定年齢世帯	申込者本人が60歳以上で、入居しようとする家族全員が「18歳未満または60歳以上」である世帯。
障がい者世帯	次のいずれかに該当する方がいる世帯。 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受け、その等級が1級から4級までの障害のある方。 ・児童相談所または知的障がい者更生相談所において重度・中度の知的障がい者と判断された方。 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その等級が1級または2級の障がいのある方。
子育て世帯	同居者に中学校卒業前までの子がある世帯。
戦傷病者世帯	戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法別表第1号表ノ2に規定する特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3に規定する第1款症の障害のある方がいる世帯。
被爆者世帯	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯。
海外引揚者世帯	海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方がいる世帯。
ハンセン病療養所入所者等世帯	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等がいる世帯。